

¥1,000 券×20 枚綴り
全事業所共通券 10枚
地元事業所限定券 10枚



ハートフルタウン 笛吹 市民生活応援商品券

有効期間：令和8年4月1日～令和8年7月31日

発行者：  笛吹市

物価高騰の影響を受けている市民生活を応援するとともに、市内事業所を支援するため、「ハートフルタウン 笛吹 市民生活応援商品券」を交付します。

商品券の内容

交付金額：1人 20,000 円分（商品券 1,000 円の 20 枚綴り）

※全事業所共通券 10枚、地元事業所限定券 10枚

※全事業所共通券は、国からの「重点支援地方交付金」を活用しています。

商品券使用期間：令和8年4月1日(水)～令和8年7月31日(金)まで

取扱事業所：笛吹市HPで随時更新されます、ご確認をお願いします。



「笛吹市HP」

事業者の皆様へ 2月から笛吹市商工会において取扱事業所の募集を行っています。

※商工会非会員の方についても登録ができます。詳細については笛吹市商工会にご確認ください。

対象者・交付方法

**対象者：基準日（令和8年1月1日）
時点で笛吹市に住民登録されて
いる方。**

**交付方法：3月中旬から4月末までにか
けて、世帯主宛にゆうパックにて
送付します。**

※3月中旬には郵便局へ持込し、順次発送予定ですが、届くまでにお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

注意事項

- ① 使用期限を過ぎた商品券は無効となります。
- ② 第三者への譲渡、転売、現金とのお引き換えはできません。また、つり銭は支払われません。
- ③ ビール券・図書券等の商品券・ギフト券等、換金性の高いものは購入できません。
- ④ この券の盗難、紛失などについて、市は責任を負いません。また、再発行はできません。
- ⑤ 商品購入後の返品、返金はできません。
- ⑥ 笛吹市に登録された取扱事業所のみご利用が可能です。

■ 商品券や、取扱事業者に関するお問合せ先【令和8年3月10日から】

ハートフルタウン 笛吹 市民生活応援商品券コールセンター

TEL 055-287-7010 【平日】9:30～16:30

■ 商品券事業 所管課

笛吹市 産業観光部 観光商工課
商工労働担当